

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 人間ドックの費用

**Q** : 私は、昨年人間ドックに入りました。  
この費用は医療費控除の対象になりますか？

**A** : 健康診断としての人間ドックの費用は  
医療費控除の対象になりません。

#### 【解説】

医療費控除の対象となる医療費は、医師又は  
歯科医師による診療又は治療の対価そのもの  
と、これに関連して直接必要とする費用の範囲  
に限定されています。

したがって、治療を伴わない人間ドックなど  
の健康診断の費用は、原則として、医療費控除  
の対象にはならないこととなりますが、人間ド  
ックの検査の結果、病気が発見され、引き続き、  
その病気を治療することとなった場合には、そ  
の費用は医療費控除の対象になる費用として  
取り扱うことができるとされています。

これは、人間ドックの診断が、単なる健康診  
断ではなく、病気を治療するにあたってのその  
病因を調べるための診断であると判断される  
からで、その診断結果に基づいて治療に入ると  
いうような場合には、その費用は、その病気を  
治療するために直接必要な費用であると考え  
られるからです。

したがって、人間ドックによる診断の結果、  
重大な病気が発見され、そのまま引き続きその  
病気の治療に入ることとなったというよう  
な場合の人間ドックの費用は、医療費控除の対  
象になりますが、それ以外の場合は、医療費控  
除の対象とすることはできません。

